

(4) 事業主側ノ工場閉鎖ハ職工整理ノ手段ニシテ軟化職工ヲ  
 以テ事業ヲ繼續シ居レルカ労働者側ハ得意先ヲ訪問爭議  
 ノ内容ヲ説明同情ヲ求メワ、アリシカ事業主側ヨリ要求  
 ニ対スル何等回答ナキタメ憤慨シ爭議悪化ノ虞アリシヲ  
 以テ吉田ヶ谷警署署長ハ容月三十一日勞資双方ヲ招致  
 シ互譲ノ精神ニ依リ速カニ解決スル様警告ヲ為シタルニ  
 双方ヨリ調停ヲ依頼セルニ付本月一日午後八時ヨリ勞資  
 双方ヲ合署ニ招致シ種々斡旋ノ結果翌午前三時別記(三)  
 覚書ノ通り解決セリ  
 右及申(通)報候也

別記 (一)

要求事項

- 一 八月三十一日中ニ七八月分三賃金額並ニ左記人員特別手当金及工場閉鎖ニ依ル手当金ヲ支拂フコト
  - 吉島研夫 根本兼吉 昭和十年三月ヨリ八月迄 各參拾圓
  - 矢藤元吉 全右 六拾圓
  - 三浦三郎 昭和十年四月ヨリ六月迄 四拾五圓
  - 渡谷菊藏 〃 〃 九年五月八月迄迄 拾五圓
  - 星谷通 〃 〃 十年三月分 五圓
- 一 工場閉鎖ニ依ル手当金ハ左記ノ通り支拂セラレタシ
  - 四年以上勤務 百拾二圓
  - 三年以上勤務 八拾四圓
  - 一年以上至以下勤務 二拾八圓
  - 紛擾中ノ費用ハ全部工場主ニ於テ負擔スルコト
- 一 昭和十年八月二十八日 元 玉川染工場従業員(同 (但シ廻場ハ除外))
  - 二年以上勤務 五拾六圓

諏訪賴雄殿

別記 (二)

覚書